

第 6 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 2 6 年 5 月 2 9 日

定 例 会

平成26年第6回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成26年5月29日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会5月29日 午前10時00分
 閉会5月29日 午前11時07分

出席委員

委 員 長	住 田 俊	委 員 長 職務代理者	櫻 田 玲 子
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	野 口 久 男
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	斉 藤 美 子	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行 雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	学校教育部 副参事兼 指導課長	五十畑 勝 己
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	植 田 春 夫	学 務 課 長	上 野 高 弘
教育総務課長	山 梨 一 弘	給 食 課 長	川 村 明
生涯学習課 主 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	指導課主幹兼 教育センター 所 長	大 西 久 雄
		給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂 卷 眞 人
		指導課主幹	中 台 正 弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 主 幹	渋 谷 博 之
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事	教育長報告	
	・教育長専決について	
	議 案	
	・第２２号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会
	・第２３号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について	原案可決
	・第２４号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	協議事項	
	・平成２６年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施について	
状 況	その他	
	・越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	
	・越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領について	
	・南部図書室の移設について	
	・予約及びリクエストの取扱いに関する要領の一部改正について	
	・平成２６年度学校基本調査による児童生徒数等について	

◎開会の宣告

住田委員長 これより5月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、第22号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎教育長報告

住田委員長 次に、教育長報告に入ります。

なお、教育長専決第4号及び教育長専決第5号につきましては、関連があるため一括して教育長の説明を求めたいと思います。

吉田教育長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 それでは、教育長専決につきましてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。去る4月24日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました事項についてご報告させていただきます。

これらにつきましては、教育委員会会議の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

初めに、専決第4号について報告をさせていただきます。恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きください。

専決第4号 越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例の原案決定について。

越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

平成26年5月9日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の5ページをお開きください。こちらは、平成26年6月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、利便性の向上を図るため、開館時間を延長するとともに、施設の管理について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。「越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例」の概要につきましてご説明させていただきます。

第5条につきましては、現行では午後4時30分までとなっております開館時間を、30分延長いたしまして、午後5時までとすることを規定いたします。

次に、第10条「入館の禁止」及び第11条「行為の制限等」につきましては、現行条例の第9条「行為の制限」と条例施行規則第5条「遵守事項」を整理して、改正あるいは追加する条文でございます。

次に、8ページをお開きください。第6条「入館時間」につきましては、現行の条例では開館時間のみ規定しておりましたものを、「開館時間」と「入館時間」を明確にするため、追加する条文でございます。

次に、「附則」といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行することを規定しています。

なお、越谷市保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例の具体的な改正内容につきましては、お手元の資料1の新旧対照表を後ほどご参照いただければと思います。

教育長専決第4号についてのご報告は以上でございます。

続きまして、専決第5号について、ご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、9ページをお開きください。

専決第5号 越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例の原案決定について、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

平成26年5月9日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをお開きください。こちらは、平成26年6月定例市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、市の指定有形文化財である旧東方村中村家住宅を保存し、かつ、その活用を図り、もって郷土及び文化に対する市民の理解と関心を高めるため、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅を設置するので、提案するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

「越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例」の概要につきましてご説明いたします。

第1条では「設置」といたしまして、市の指定有形文化財である旧東方村中村家住宅を保存し、かつ、その活用を図り、もって郷土の歴史及び文化に対する市民の理解と関心を高めるため、越

谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅を設置することを規定します。

第2条では、「名称及び位置」としまして、名称は、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅とし、位置は、越谷市東町四丁目35番地3とすることを規定します。

なお、位置につきましては、旧住所でございまして、正式な住所につきましては、平成26年11月頃に正式な住所となる予定でございます。

第3条では、「管理」としまして、旧東方村中村家住宅は、越谷市教育委員会が管理することを規定します。

第4条では、「業務」としまして、旧東方村中村家住宅は、一般公開するとともに、設置目的を達成するため、展示、体験学習その他の必要な業務を行うことを規定します。

第5条では、「開館時間」としまして、旧東方村中村家住宅の開館時間は、午前9時から午後5時までとすることを規定します。また、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができるものと規定します。

第6条では、「入館時間」としまして、旧東方村中村家住宅の入館時間は、午前9時から午後4時30分までとすることを規定します。また、教育委員会が必要と認めるときは、入館時間を変更することができるものと規定します。

第7条では、「休館日」としまして、旧東方村中村家住宅の休館日は毎週水曜日、ただし、この日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたるときは、その翌日、及び年末年始にあたる12月29日から1月3日までの日とすることを規定します。また、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館日を定めることができると規定します。

第8条では「入館料等」としまして、旧東方村中村家住宅の入館料を、1人1回につき100円とし、小学生及び中学生については50円、小学校就学前の者については無料とすることを規定します。また、別に定める規則により、入館料を免除することができるものと規定します。

第9条では「入館料の還付」としまして、入館料は、原則、還付しないことを規定します。また、市長が特別の理由があると認めるときは、別に定める規則により、入館料を還付することができるものと規定します。

第10条では、「入館の禁止」としまして、教育委員会は、動物を連れている者、保護者等の同行しない小学校就学前の者、建物又は展示物を毀損し、又は汚損するおそれのある物品を携行している者、他の入館者に危害または迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行している者、その他管理上支障があると認める者を、旧東方村中村家住宅への入館を禁止することができるものと規定します。

第11条では、「行為の制限等」としまして、旧東方村中村家住宅においては、許可を受けずに火気を使用する行為、喫煙をする行為、建物又は展示物を毀損し、又は汚損する行為、指定された場所以外で飲食する行為、騒音を発する行為、秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれのある行為、他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為、その他管理に支障を及ぼすおそれの

ある行為をしてはならないと規定します。また、教育委員会は、これらのいずれかに該当する行為を行う者に対し、退館を命ずることができると規定します。

第12条では、「損害賠償義務」としまして、旧東方村中村家住宅に入館をする者は、建物及び展示品を破損、又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならないと規定します。また、入館者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでないことも規定いたします。

第13条では、「委任」としまして、この条例に定めるもののほか旧東方村中村家住宅の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることを規定します。

附則としまして、この条例は、平成26年10月1日から施行することを規定します。

教育長専決第5号についてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、それではこの件については報告を受けたということにさせていただきます。

続きまして、教育長報告、教育長専決第6号について教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学校教育部長。

野口学校教育部長 それでは、専決第6号 平成26年度越谷市教育費補正予算の見積もりについて説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをお開きください。

専決第6号 平成26年度越谷市教育費補正予算の見積もりについて。

平成26年度越谷市教育費補正予算の見積もりについて、別冊のとおり専決処理する。

平成26年5月16日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、別冊の「平成26年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の8ページ及び9ページをご覧いただきたいと存じます。初めに、歳入について説明をさせていただきます。（1）歳入予算説明書をご覧ください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金として、「がんばる地域交付金」800万円を追加いたします。

こちらの補助金につきましては、平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」を受け、国の補正予算により追加された補助金を活用し、公共投資を追加実施する地方公共団体に交付されるもので、市町村の地域活性化を支援することを目的としたものでございます。経済効果が早期に発揮されるよう、国の施策に合わせた早期の対応が要請されていることを踏まえ、6月市議会に提案いたします。

次に、19款諸収入、6項雑入、1目雑入として、「公共施設移設等補償料」1億800万円を追加いたします。

こちらにつきましては、埼玉県が実施する新方小学校西側の県道拡幅工事及び歩道の整備に伴い、支障となる浄化槽や防球ネット等の移設工事に係る経費に対して、県から支払われる補償料でございます。

次に、歳出でございますが、12ページ及び13ページの(3)事業別予算説明書をご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設改修費につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、埼玉県が実施する新方小学校西側の県道拡幅及び歩道の整備に伴い、支障となる浄化槽や防球ネット等の移設工事に係る経費として、1億800万円を追加するものでございます。

次に、7項保健体育費、2目学校給食費の備品整備事業につきましては、同じく歳入でご説明いたしました国庫補助金の「がんばる地域交付金」を活用し、第一学校給食センター及び第三学校給食センターのスチームコンベクションオープン計6台の更新を行うもので、調理用機器購入費3,700万円を追加するものでございます。

専決第6号についての報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件につきましてはご報告を受けたということにさせていただきます。

◎第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について

第24号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について

住田委員長 それでは、続きまして、第23号議案及び第24号議案につきましては、選出母体における平成26年度の役職改選等に伴う審議会等委員の委嘱案件でございますので、一括してご説明を受けた後、各議案に対する質疑、討論を行いたいと思います。

それでは、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 それでは、第23号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きください。

第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について。

越谷市生涯学習審議会委員を次のとおり、委嘱するものとする。

越谷市生涯学習審議会委員。選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明さ

させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

1号委員、大内一幸、越谷市PTA連合会・副会長、男、平成27年6月30日まで、新任。

3号委員、関根務、越谷地区高等学校等校長会・越谷南高等学校長、男、平成27年6月30日まで、新任。

平成26年5月29日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成26年度の役職改選等に伴い、鈴木生二氏及び欠員となっている第3号委員の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

なお、委嘱期間については、前委員の残任期間であります平成27年6月30日までとなります。

選出区分の1号委員につきましては、社会教育関係者でございまして、選出の理由といたしましては、平成26年度の役職改選等に関するもので、越谷市PTA連合会からの推薦でございます。

選出区分の3号委員につきましては、学校教育関係者でございまして、選出の理由といたしましては、学校の人事異動等に関するもので、越谷地区高等学校等校長会からの推薦でございます。

なお、24ページに参考として、越谷市生涯学習審議会委員名簿（案）を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 科学技術体験センター所長。

小林科学技術体験センター所長 次に、第24号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをお開きください。

第24号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員。選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

3号委員、工藤信、越谷市PTA連合会・常任理事、男、平成27年11月7日まで、新任。

平成26年5月29日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成26年度の役職改選等に伴い、金田一初枝氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

なお、委嘱期間については、現委員の残任期間であります平成27年11月7日までとなります。

選出区分の3号委員につきましては、社会教育関係者でございまして、選出の理由といたしましては、越谷市PTA連合会からの推薦でございます。

なお、26ページに参考として、越谷市科学技術体験センター運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより各議案に対する質疑、討論を行います。

初めに、第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

櫻田委員長職務代理者。

櫻田委員長職務代理者 生涯学習審議会についてですけれども、今年度話し合っておられるテーマについてお話をお聞かせください。

吉田教育長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 本審議会の委員は、新たに本年7月に委嘱し、まずは委員の皆様は、本市の生涯学習の現状と課題について、認識していただけるよう、会議を進めてまいりました。今後、重点施策の策定あるいは教育振興基本計画の策定等に伴いましてご意見をいただくため、現時点では生涯学習に関する事業の進捗状況をご説明、ご報告をさせていただいているという段階でございます。

以上でございます。

住田委員長 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第23号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第24号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、これより第24号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎平成26年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施について

住田委員長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

平成26年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施について、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、協議事項、「平成26年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施について」ご説明させていただきます。

越谷市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定により、平成20年度から「越谷市教育行政重点施策」に掲げられた主な取り組みについて点検評価を行っておりますが、平成24年度からは、新たに4つの評価の視点を取り入れた検証方法を構築するとともに、より専門的な見地からの外部評価を受けるため、教育委員会独自で、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図っております。

平成26年度につきましても、「平成25年度越谷市教育行政重点施策」に掲げられた主な取り組みについて、点検評価及び外部評価を実施してまいりたいと考えております。

本日は、点検評価の実施方法や、今後のスケジュール等につきまして、ご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議要項の27ページをお開きください。

まず、1の基本事項のうち（1）根拠でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条でございます。地教行法の第27条の条文を資料下段に掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、（2）の目的でございますが、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすことを目的としております。

続きまして、（3）の法律要件でございますが、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。この際、どのような点検評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会がそれぞれの実情を踏まえて決定することとなっております。また、点検評価を行う際には、客観性を確保する観点から、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る必要があるとされております。

会議要項の28ページをお開きください。2の実施方法のうち、（1）教育施策の検証でございますが、平成25年度越谷市教育行政重点施策に掲げた、42の重点的な取り組みごとに点検評価表を作成いたします。評価表におきましては、資料中段の図表1にございますように、「的確性」、「充実度・満足度」、「将来性」、「社会公共性」の4つの視点から、下段の図表2のとおり、(◎) 二重丸、(○) 丸、(△) 三角の3段階で自己評価を行います。

こちらは、会議要項の31ページにございます「点検評価表① 初めて点検評価を行う取り組み」をご覧ください。A3左側ページの中段、太枠で囲っております「教育施策の検証」の欄となります。

会議要項の29ページをご覧ください。（2）の進捗状況・成果・課題・今後の方向性等及び教育内部評価についてですが、（1）の「教育施策の検証」の結果を踏まえた上で、ページ下段にございます図表3のとおり、AからDまでの4段階での自己評価を行います。

こちらは、会議要項の31ページにございます、「点検評価表①」で見ていただきました、A3左

側ページの下段の太い点線で囲った欄となりますが、平成25年度に実施した事業の概要について記載し、平成25年度末における取り組み全体の進捗状況、成果、課題、今後の方向性等について自己評価を行います。

また、会議要項の33ページにあります「点検評価表②」をご覧ください。こちらは、平成25年度以前に点検評価を行ったことがある取り組みのうち、これまで外部評価を受けていない取り組みに係わる点検評価表でございます。A 3 左側ページの下段の点線より下の部分、大きく「②」と書いてある欄でございますが、こちらに過去の内部評価の結果を踏まえた対応について具体的に記述することといたします。

会議要項の29ページをご覧ください。次に、(3) 教育外部評価についてですが、平成24年度は6項目、平成25年度は10項目について、評価者3人によるヒアリングを実施し、内部評価と同様に、4段階での評価を受けるとともに、点検評価の全体を通した総合的な意見をいただきました。平成26年度におきましても同様に、10項目前後の個別の外部評価と合わせて、総合的な意見をいただきたいと思いますと考えております。

こちらは、会議要項の33ページになりますが、「点検評価表②」をご覧ください。A 3 右側のページになりますが、上から3つの枠に、それぞれの評価者のご意見が記載されることとなります。また、一番下の欄には、教育外部評価を受けての今後の対応等について明示することといたします。

また、会議要項の35ページの「点検評価表③」になりますが、こちらは平成25年度以前に、教育外部評価を受けた取り組みに係わる点検評価表でございます。右側のページの上段に過去の外部評価の結果を記載し、一番下、大きく「③」と書かれておる欄に、過去の外部評価を受けての、その後の対応等の実績報告を記述することとし、「C h e c k」を受けての「A c t i o n」の部分を確認いたします。

続きまして、「実施スケジュール（案）」についてでございますが、会議要項の30ページをご覧ください。現在予定しているスケジュールについては、昨年度と大きな変更はございませんが、主な点についてご説明させていただきます。

初めに、今回の5月定例教育委員会会議にて、平成26年度の実施概要についてご協議いただきまして、この内容を受けて、各課所にて点検評価表の作成をするともに、外部評価の対象となる事業と外部評価者の候補の選定を行います。7月の定例教育委員会会議におきまして、外部評価の対象事業と外部評価者につきましてご協議いただきます。その結果を受けまして、8月19日前後に教育外部評価者のヒアリングを実施する予定でございます。

次に、10月の定例教育委員会会議におきまして、点検評価の結果についてご協議をいただき、その後事務局にて点検評価報告書を作成し、1月定例教育委員会会議に当初予算の調整結果などを反映した最終案について、議案として提出をさせていただきます。そこで議決をいただければ

たら、3月の定例市議会への報告書の提出とあわせまして、市のホームページで公表してまいりたいと考えております。

平成26年度の点検及び評価についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 それでは、これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 点検評価も3年目を迎えますけれども、この施策の検証や、あるいは外部評価の結果などの学校現場への浸透度や認識のされ方はいかがでしょうか。学校現場、教育委員会は教育委員会だけではなくて、学校現場にこういったものが生かされているのかどうか、お聞かせ願えればと思いますが。

吉田教育長 学校教育部長。

野口学校教育部長 教育委員会でこの評価をいただいておりますので、その評価をもとに、校長会を通して、少し評価の低い内容があれば、こちらで把握した内容について、適宜指導して、改善等を図っていくという形で、学校現場には徹底していきたいと思っております。

また、いい評価を受けたものにつきましても、そういった評価をもとにして、今後も継続的に施策を展開していくということで重点施策の中に盛り込んでいますが、なかなか学校現場で、これを常に見て取り組むということは難しい状況にあるかと思っておりますけれども、その間に教育委員会がかかわりながら、取り組みを推進してまいりました。

以上でございます。

吉田教育長 学校教育関係では、C評価は受けていないので、とりたててこのアクションに明確につながるといったことはないのですが、ただこの評価を受けて重点施策等をつくっております。その重点施策を毎年、年度当初に学校に説明をしております。それに基づいて、学校訪問等で自己評価シートを、校長先生に、あるいは教頭先生に作成していただいておりますので、そこで直接こちらから、この重点施策に従って実施したらどうですかとか、アドバイスをしながらやっているのが現状ですので、そういう面では、評価が生きていると考えております。

堀川委員 ありがとうございます。

住田委員長 他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、いただいたご意見等を踏まえまして教育行政に生かしていただきたい、こういうふうに思っているわけであります。

住田委員長 それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをお開きいただきたいと存じます。

越谷市告示第163号

越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月22日、越谷市長、高橋努。

会議要項の38ページをお開きいただきたいと存じます。

「越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示」

越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

会議要項の40ページをお開きいただきたいと存じます。

第2号様式を次のように改める。

さらに、資料1の5ページ、新旧対照表をご覧くださいと存じます。越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付にあたっては、毎年、国庫補助基準の改正に準じ、本市交付要綱の改正等を行っております。左側の表のうち、下線を引いた箇所が今回の変更点でございます。

改正の内容といたしましては3点ございますが、おおむね補助限度額の引き上げを行うものでございます。

初めに、左側の欄に記載している所得階層区分のうち最上段の「生活保護を受給している世帯及び中国残留邦人支援給付を受給している世帯」についてでございます。従来は、第3子以降の幼稚園児のみを無償化の対象としていましたが、今年度から第1子、第2子も無償化の対象に含まれることとなりました。

なお、無償化の内容についてでございますが、私立幼稚園の入園料及び保育料の年間総額を文部科学省が毎年度調査しており、その全国平均の金額である30万8,000円を補助の限度額といたしております。また、中国残留邦人支援給付の受給世帯について、越谷市内には現在6世帯おりますが、幼稚園児を含む世帯はなく、補助の対象とはなっておりません。

次に、所得階層区分のうち最も下の段、「当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が、その下、注意書きの5の計算式による金額を超える世帯」についてでございますが、この階層は年収680万円を超える世帯を想定した区分であり、従来は、第3子以降を除いて国庫補助の対象外でござ

ざいました。

昨年度までは市単独で補助を実施していたことから、市の補助基準により、小学校1年から3年生の兄弟の人数を勘案せず、幼稚園児の人数のみで第1子から第3子の判定を行っていましたが、国庫補助基準の改正により、想定年収が680万円を超える階層につきましても、第2子から第3子以降の判定に、小学校1年から3年生までの人数を含めることとなりました。また、あわせて補助限度額の引き上げがなされ、第2子は半額無償化、第3子以降は全額無償化の対象となりました。これにより、平成25年度は4万円または5万円であった補助限度額が、平成26年度からは15万4,000円または30万8,000円へと大幅に増額されています。

なお、第1子については、従来と変わらず国庫補助の対象外であるため、市の単独補助対象として、補助限度額は4万円と変更はございません。

このほか、第2号様式の内訳書について、今回の改正に伴い、記入欄が一部不足することから、様式の変更を行っています。変更した様式につきましては、新旧対照表の2枚目に掲載してございますので、ご一読ください。

最後に、新旧対照表の区分のうち、左から2番目の欄に記載しております、「小学校1年から3年生の兄・姉が同一世帯にいる園児」についてでございますが、このうち第2子については従来、その下の、「上記以外の場合」と記載されている欄の第1子と第2子の間で補助限度額を定めておりました。

今回、国庫補助基準の改正において、子どもが多い世帯の補助限度額の拡充を図るため、「小学校1年から3年生の兄・姉が同一世帯にいる園児」について、補助限度額の引き上げがなされ、「上記以外の場合」の第2子と同じ金額が補助されることになりました。引き上げ幅は一律ではございませんが、平成25年度と比較いたしますと、最低で2万7,000円から最高で7万1,000円の大幅な増額となっております。

報告については以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

櫻田委員長職務代理者 補助額が上がってきているので、とても子育てしやすい町になっていくなと実感しているのですが、例えば子どもを育てていて、医療費の無償化は、昔は3歳までだったのが、今はもう15歳までになっています。ほかのところでは、まだそこまで無償化になっていないところがたくさんありますし、越谷市の私立幼稚園の補助もすばらしいものになってきているので、もっと皆さんにアピールをしてほしいと思います。子育てしやすい町というアピールが不足しているのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 今、櫻田委員さんからございましたように、アピールについては、私も異動し

てまいりまして、あまりされていないということは承知しております。

先般、幼稚園に対する幼稚園就園奨励費補助金等の説明会がございまして、その中では、こちらでつくりました啓発用のパンフレット等をお配りし、それを保護者向けに配るような形をとらせていただくことはしておりますが、それ以外にも対象者は多くおりますので、公共施設等を利用したり、ホームページをより一層活用して、周知をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

住田委員長 他にどなたかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、続きまして、越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領について、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 それでは、会議要項の43ページをお開きいただきたいと存じます。越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領について、ご報告いたします。

越谷市立図書館等に配架する雑誌のカバー等を広告スペースとして活用することにより、民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、新たな財源を確保し図書館サービスの充実を図るために、「越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」を定めました。

通常は、「越谷市広告掲載に関する要綱」に基づき、広告媒体ごとの基準を定め、共通の様式を用いることとしているところですが、雑誌スポンサー制度については、スポンサーが、図書館資料の雑誌の中から、広告掲載を希望する雑誌名や、本館・各図書室の配架希望場所を選定することになっており、また、広告掲載料に関し雑誌特有の取扱いを定める必要があるなど、様式を含め一体的な内容として規定することが妥当であるため、この実施要領を定めたものです。

制度導入の効果につきましては、平成25年度の実績ベースで、267種類の雑誌について、本館と各図書室との重複もあるため、内訳としては本館が97、北部が40、南部が84、中央が96となりますが、延べ317誌を購入しており、その額は約330万円となっていますので、雑誌スポンサー制度の導入により、一定程度の収入が期待されるところであり、自主財源の確保ということに加え、企業等との協働のまちづくりの視点からも望ましいものと考えられるところでございます。

なお、6月1日号の「広報こしがや」や、市と図書館のホームページ等に掲載し、できる限りの周知に努めてまいります。

以上、報告でございます。

住田委員長 ただいまのご報告に対しまして、皆様のご質問またはご意見等ございますでしょうか。
進藤委員。

進藤委員 現時点で図書室または図書館の備品等を広告媒体として使っているというものはないので、これが初めての試みでしょうか。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 こちらが初めてになります。

進藤委員 あと、もう一点いいでしょうか。

住田委員長 はい。

進藤委員 先ほどのご説明の中で、雑誌は、複数の図書館あるいは図書室で重複して置いてあるものがあるということだったのですが、これはスポンサーさんのほうから、雑誌を特定できるということですので、例えばこの雑誌にしたいということであれば、重複しているほかの図書館・図書室でも、同じスポンサーさんが、同じように広告を出すような形になるのですか。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 雑誌については、重複して配架しているものなど、さまざまな状況がございますけれども、例えば、スポンサーが重複する雑誌を選んだ場合、配架場所もスポンサーのほうで選べる仕組みになっておりますので、重複する雑誌については、ある意味では複数のスポンサーがつく可能性があります。また、複数ある配架場所のすべてのスポンサーになりたいという方については、その希望を出していただければ、それに対応するというふうな仕組みになっています。

住田委員長 他にどなたかありますか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 よろしいですか。

それでは、続きまして南部図書室の移設について、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 それでは、会議要項の48ページをお開きいただきたいと存じます。南部図書室の移設について、ご報告申し上げます。

南部図書室の移設につきましては、平成25年10月24日の定例教育委員会会議において、報告事項としてご説明申し上げましたが、その後、本年9月1日のオープンに向けて、予定どおりに準備が進んでおります。

本日の資料は、前回の内容の概要版となっておりますので、今回は、主な点のみの報告とさせていただきます。なお、南部図書室のイメージ図を資料2として添付いたしましたので、あわせて、ご覧いただければと存じます。

南部図書室の機能強化の内容につきましては、まず、図書を片手にお茶や軽食が手軽にとれる「くつろぎ空間」の確保がございます。図面では下のほうに記載させていただいておりますけれども、こちらは、ガラス等の仕切りで図書室とは区切られたスペースとなっております。

また、「こども図書室」を設置し、子育て支援コーナーや読み聞かせコーナー等を整備することにより、子育て支援機能の強化を図ることといたします。こちらは、図面の右上になりますが、この部分が「こども図書室」のスペースになります。さらに、市民の皆様に生涯学習の場として

積極的に利用していただけるよう、学習席を含む閲覧席を220席ほど整備いたします。

サービスの内容につきましては、中央図書室のように、CD・DVDの視聴覚資料を整備するとともに、ブックディテクションシステム、いわゆる持ち去り防止装置でございますが、これを導入することにより、利用者自身が貸出の手続きができる自動貸出機を設置することといたします。

これらの準備のため、現南部図書室は、7月1日・火曜日から8月31日・日曜日まで休室となります。

なお、休室の期間につきましては、作業的な準備として、図書1冊ずつにICタグを貼り付け、データを入力後、移設先に配架する業務や、増員する職員に対する研修などがありますので、最短のものとなっております。

また、休室のお知らせにつきましては、すでに利用者の方々には、お手元の資料3にあります内容で周知を図っておりますが、全市的なお知らせとしては、6月1日号の「広報こしがや」や、市と図書館のホームページ等に掲載し、できる限りの広報に努めたいと存じます。

以上、ご報告でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、続きまして予約及びリクエストの取扱いに関する要領の一部改正について、教育長の説明を求めます。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 それでは、会議要項の50ページをお開きいただきたいと存じます。予約及びリクエストの取扱いに関する要領の一部改正について、ご報告いたします。

平成18年5月にインターネット予約が開始されてから、予約件数は年々増加し、予約者に提供するまでの期間が長くなっております。また、利用者からは、迅速に資料を提供するようにとの要望もいただいております。

予約本の中には、350人以上の方にお待ちいただいている本もあり、複数の本をそろえて対応しておりますが、同じ本を数多く所蔵することは、バランスのよい蔵書構成という観点において問題にもなりますので、適度な冊数を用意している状況でございます。

こうした中、南部図書室の移設に伴い、予約件数のさらなる増が見込まれるところであり、このことも踏まえて、改正前は、予約またはリクエストがなされた資料が、貸出を受けることができる旨の連絡を行った日から、10日間の開館・開室日を取り置き の期限としておりましたが、これを7日間に改め、本年4月1日から運用をいたしております。

このことにより、図書館サービスの利便性と公平性のバランスが一定程度図れるものと考えているところでございます。

以上、報告でございます。

住田委員長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

私のほうから少しお聞きしますが、会議要項の50ページの下のほうですが、第2項の「リクエストをすることができないもの」ということで、「原則として」とありますけれども、漫画が規定されています。最近話題になっているような漫画、それから私が少し個人的な好みもあるのですが、学習漫画みたいな、結構これは立派だなと思うようなものがあるのですが、リクエストができないということなのでしょうか。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 漫画につきましては、いわゆる本当に娯楽としての漫画は、公共図書館として収集し蔵書することはなじまないと考えておりまして、一定程度、蔵書するための基準を設定しながら、対応をしております。ただ、時代の流れの中で、より概念的なものとか、事件または事象が、漫画を用いることによって、読み物としてその内容がそれぞれの読者によりよく伝わるものにつきましては、所蔵するというような取扱いもしております。所蔵しているものについては予約、所蔵していないものについてはリクエストということになりますが、「原則として」という表記をさせていただいているのは、漫画の取扱いについては、公共体としてどうかというふうな微妙な判断もあり、場合によっては対応するということがありますので、そのような表記をさせていただいている状況でございます。

住田委員長 他にどなたかございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、続きまして平成26年度学校基本調査による児童生徒数等について、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 平成26年度の学校基本調査による児童生徒数等についてご報告いたします。小学校と中学校に分けてご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、会議要項の55ページの小学校の一覧表をご覧ください。表の中央と右端の比較増減の欄にあります黒の三角印は、減数を表しています。表中央の下合計欄にあります、平成26年5月1日現在の在籍児童数は1万7,817人でございます。昨年度に比べ27人の増となっております。ですが、24年度と比較しますと63名の減でございます。また、表右端の下に合計欄がございますが、学級数は586学級でございます。昨年度と同じ学級数となっております。

次に、会議要項の57ページの中学校の一覧表をご覧ください。表中央の下合計欄にあります、平成26年5月1日現在の在籍生徒数は8,908人でございます。昨年度に比べ101人の減となっ

ております。また、表右下の合計欄にありますが、学級数は264学級でございます。昨年度に比べ4学級の減となっております。

学級数につきましては、現在小学校1年生は、平成23年4月1日に改正されました「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、1学級35名で編制が行われております。また、小学校2年生及び中学校1年生は、埼玉県においては少人数学級編制に係る研究指定制度を設け、小学校2年生は35人学級、中学校1年生は38人学級による学級編制の特例を設け学級編制を行っております。網かけが行われている部分につきましては、40人学級編制が行われると学級数が減る学年を表しています。

本市においては、標準法の改正により10学級、埼玉県の少人数学級編制による研究指定により、小学校2年生が8学級、中学校1年生が2学級増えております。

平成32年度まで、小学校につきましては横ばい傾向となっており、中学校におきましては昨年度より減少傾向となっております。

以上、報告でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 他になければ以上といたします。

それでは、続きまして6月の定例教育委員会会議の日程でございますが、いかがいたしましょうか。

〔「委員長に一任」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、一任とするということにさせていただきます。

それでは、次回の教育委員会会議は、6月の26日木曜日の午後1時半から、本教育委員会室で開会したいと存じます。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前11時07分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成26年5月29日

委員長 住田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 堀川 眉子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之